

【論説】

ベーリング海等を基本とする米ロ関係の
歴史及び近況について

丹下 博也

1 はじめに

東西冷戦という言葉も既に回顧的なものとなったが、かつて、その冷戦の中で主導的な立場にあった国は、資本主義陣営ではアメリカ合衆国(以下「米国」という)、社会主義陣営ではソヴィエト連邦(以下「ソ連」という)であった。この二つの超大国の一挙一動が世界平和を左右するかのようには思えた。そのような時代があったことは、然るべき世代にとっては記憶に残るところであるが、この二国の対立に対する衆目が、これまで主にヨーロッパ及び大西洋区域に集まっていたため、米国とソ連の間に海上境界の問題(対象となるのはベーリング海、同海の北端となるベーリング海峡及びその上に位置するチュクチ海。以下「ベーリング海等」という)が存在していたことについては、あまり関心が寄せられていなかったものとする。我が国日本にとって、あらゆる面で重要な関係国である米国、そして、我が国との間に北方領土問題に端を発する海上境界の問題を抱えていたソ連(その継承国はロシア連邦。以下「ロシア」という)、その双方の間にどのような海上境界の問題が存在し、更には米ロ両国がこの問題を踏まえ、現在どのような関係を築いているのか、これらの歴史及び近況を知ることは、当該問題に関連してロシアに対し対応することの多い我が国、特に我が海上保安庁(以下「当庁」という)にとっては参考になると考えるものであり、本稿の目的はここにある。なお、引用文中、亀甲括弧で示したものは、本稿の筆者による注意書きであること、並びに、ロシアの略称は、帝政ロシアに関しては「露」の表記を、現在のロシア及び歴史を通じての全体的な

ロシアに関しては「ロ」の表記を用いることをここで注記しておきたい。

2 ベーリング海等を基本とする米ロ関係の歴史について

本稿では、この章における基本的資料として、Г・А・アガフォノフの著作「アジア太平洋地域における海洋利用の諸問題に関する法的見解及びロシアの海洋活動に対するそれら諸問題の影響」（原題名“ПРАВОВЫЕ АСПЕКТЫ ПРОБЛЕМ МОРЕПОЛЬЗОВАНИЯ В АТР И ИХ ВЛИЯНИЕ НА МОРСКУЮ ДЕЯТЕЛЬНОСТЬ РОССИИ”，Институт Дальнего Востока，2004. 以下「アガフォノフ資料」という）を用いた。同書を概観するならば、ベーリング海等を基本とする米ロ関係の歴史は、凡そ次の三つの時点により分けられるものと考えられる。その一つ目は、1867年、つまりは、ロシアによる米国へのアラスカの売却に伴い、双方の国家の間で海の領有の境界線を定めた「1867年の露米条約」（Русско-американский договор 1867；The russian-American Treaty of 1867）が締結された年であり、二つ目は、米ソ両国が200海里経済水域時代を迎えた1976年頃であり、三つ目は、ワシントンにて「海上境界線に関するソ連と米国との間の協定」（Соглашение между СССР и США о линии разграничения морских пространств；Agreement between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics on the marine boundary）が締結された1990年であるが、この区切りにより、ベーリング海等を基本とする米ロ関係の歴史を見て行くこととする。

(1) 1867年まで

まず、ベーリング海とベーリング海峡についてであるが、この海と海峡は、1648年にロシアの探検家С・デジニョーフにより発見された。しかし、現在の名称は、1728年にここを航行したデンマーク出身のロシアの探検家В・ベーリングにちなんで付けられたものである。チュクチ海については、その名称の由来が明確でないものの、近辺に「チュクチ半島」があり、シベリアの最極東には少数民族の「チュクチ人」も住むことから、「チュクチ」という場所を表す目的により名付けられた名称と考える。前述のデジ

ニョーフとベーリングも、前述のそれぞれの年にこのチュクチ海を航行したのであった。その後は、1776年に米国がイギリスから独立した後、ロシア人のアラスカへの入植が始まった。1799年には、ロシア人探検家A・バラノフがコディアクに貿易会社であるロシア・アメリカ会社〔露米会社ともいう〕を設立¹⁾。ロシア政府は彼に、20年の期限付きで行政権と貿易権を与えた¹⁾。その後、首都がノヴォアルハンゲリスク(現在のシトカ)に移されるに及んでロシアによるアラスカの本格的な支配が始まり、バラノフの支配下にシトカは栄えた¹⁾。しかし、この会社の設立許可期限の切れ目に当たる1863年に、ロシア政府はこれの更新を拒否しており、アラスカが自国にとって負債になっていきそうだと同政府は考えるようになってきたとのことである²⁾。また、クリミア戦争(1854年~1856年)により疲弊したロシアは、アジアにおける立場を固めておく必要性を感じ、結果的には、1867年に720万ドルでアラスカを米国に譲渡したのであるが、このため、ロシアとの交渉にあたった時の米国国務長官W・スワードは、“白熊の遊園地”を買収したとして、“スワードの愚行”と痛罵されたのであった³⁾。そして、この譲渡に伴い、同年、双方の国家の間で、海の領有の境界線を定めた露米条約(以下「1867年条約」という)が締結された。その境界線は、アガフォノフ資料によれば、「(前略)三つの定点を結ぶものであった。1番目の点は、ベーリング海峡にてデジニョーフ岬とプリンス・オブ・ウェールズ岬から等距離に位置するものであった。2番目の点は、チュクチ岬とセントローレンス島の間にて等距離に位置するものであり、3番目の点は、マールイ・コマンドール島とアッツ島を結ぶ線の真ん中に位置するものであった」とあり⁴⁾、これは、「マールイ・コマンドール島」がメドヌイ島を意味するものであると解釈するならば、チュクチ海、ひいては北極海側の境界についての記載はないものの、米国国務省の資料により、ほぼ相違ないものであることを確認した⁵⁾。ちなみにアガフォノフは、「アラスカ、より正確に言うのであれば、北アメリカ全体の中にあって当該領域とこれらの領域に隣接したロシア所有の島嶼(いわゆるロシア領アメリカ(Русская Америка)〔英語では Russian America〕)」と記しているが⁶⁾、アラスカ及びその周辺は、ロシア人探検家A・バラノフによりロ

シア・アメリカ会社が設立された 1799 年から、アラスカが米国に譲渡された 1867 年までの約 80 年間、ロシアの支配下であり、そこが米国となっても残留したロシア人達はいたであろうし、該地が彼等からの影響を受けた可能性は高い。アラスカでは、今日でも活発に活動しているロシア正教会 (Russian Orthodox Church) が 90 以上あるとする情報もあることを付記しておく⁷⁾。

(2) 1867 年から 1976 年まで

次に、1867 年条約締結以降についてであるが、アガフォノフ資料によれば、「その後、双方〔ロシアと米国〕は、この線〔1867 年条約により定められた線〕の規定を、それぞれ違ったように解釈するようになり、その結果、ベーリング海とチュクチ海の諸区域の帰属に関して紛争が発生した」とあり⁴⁾、米国は、それらの島嶼に対する自国の権利を表明し始め、その主張は、特にチュクチ海と東シベリア海の間位置する最大の島、つまりはヴランゲリ島に対して顕著であったとしている⁴⁾。更に同資料には、この島の名称が、その存在を 1823 年に海図に記入したロシアの Φ・ヴランゲリにちなんだものであり、しかも名付けたのは、米国人船長の T・ロングであったのだが、1881 年、アラスカ区域における巡視機関の指導者 C・フーパーは、自分の指揮する米国の巡視船の乗組員達に、この島にピラミッド状の物を建設の上、それに米国の国旗を設置させ、当該島の米国への帰属を宣言したとしている⁴⁾。一方、アガフォノフ資料に「巡視船」(патрульное судно)とあることから、米国側の資料として米国コーストガード (United States Coast Guard, 「米国沿岸警備隊」とも称される) の歴史に関する資料を調査した結果、C・L・フーパー船長の存在が確認された⁸⁾。該船の船名は「コーウィン」であり⁹⁾、彼は、米国コーストガードの前身である米国レヴェニューマリーン (United States Revenue Marine) の大佐であった⁸⁾。同資料によれば、ヴランゲリ島への上陸は、1881 年 8 月 12 日とのことでもある¹⁰⁾。また、この時期 (1880 年～1892 年) の米国とロシアの海上における行動に目を向けると、両国とも、ベーリング海におけるオットセイ捕獲に従事する外国漁船をさかんに拿捕していた (米国はイギリス船舶を、ロシアは米国船舶を) ことが分かるが、これら

の拿捕に伴う一連の裁判は、「ベーリング海オットセイ仲裁裁判事件」との名称により今日、国際法上の判例として知られているのである¹¹⁾。その後は、ロシア、米国、イギリス及びカナダが、前述のヴランゲリ島の自国への帰属を主張し、積極的な行動に出るが、その中でも特筆すべきは、1924年7月20日にソ連(帝政ロシアは1917年のロシア革命にて倒されている)によりウラジオストクから砲艦「クラスヌイ オクチャーブリ」が派遣されたことである。この砲艦は、ベーリング海峡を航過し、島に到着。同島にソ連の国旗を立て、外国人を追放したのであった¹²⁾。それから1年後、ヴランゲリ島には常設の極地ステーションが展開され、北極狐とセイウチの正規の猟が実施され始めた¹³⁾。更にこの時、アガフォノフ資料によれば、ソ連の主権的権利の保護に関する諸問題が、この時ロシア北部における西側の海の境界、特にバレンツ海にて発生したので、1926年4月15日付けのソ連全露中央執行委員会幹部会決定により、ソ連沿岸と北極点の間に挟まれた東経32°04'35"の子午線から西経168°49'30"の子午線までのセクターに存在する発見されたか、もしくは将来的に発見が可能な全ての土地と島に対して、我が国家の権利が確保されたとしている¹³⁾。このセクターに関する考察は、後に述べることとするが、関連事項として同資料に、ソ連は、1962年から1970年にかけて、米国コーストガードの武装砕氷船の北極海航路の経路への立入、つまりはここにおける軍事・応用調査の実施を目的とした立入に一連の抗議を表明したとあるのは興味深い¹⁴⁾。以後、この1867年条約は、米国と(帝政ロシアの継承国である)ソ連との間では、海上境界を定める唯一の条約として、両大戦を経て、東西冷戦の中に存在し続けるが、やがてこの両国を含め世界は、1976年頃から始まる200海里経済水域時代を迎えることとなる。

(3) 1976年から1990年まで

1976年4月、米国は、漁業保存管理法(Magnuson-Stevens Fishery Conservation and Management Act)を採択した。そして、この法律に従い、この国の領海に接続する漁業保存水域が設立され、排他的漁業管理権が定められ、前述の水域内における外国漁業は規制されることとなった¹⁵⁾。また、ソ連は、この年11月26日に米ソ漁業協定を締結し¹⁶⁾、12

月には、「ソ連邦沿岸に隣接する海域における生物資源の保存及び漁業規制に関する暫定措置に関する」ソ連邦最高会議幹部会令(Указ Президиума Верховного Совета СССР “О временных мерах по сохранению живых ресурсов и регулированию рыболовства в морских районах, прилегающих к побережью СССР”)が公布され、その中では、米国の漁業保存管理法と同様な水域が定められ、また、同水域における操業についても同様な手続が定められたのであった¹³⁾。しかし、米ソ両国が距岸 200 海里を双方に主張すれば、この距離に比してさほど広大とも言えないベーリング海とチュクチ海には、当然重複する箇所が出て来る訳であり、アガフォノフ資料では、このそれぞれの面積を、約 76 万km²、約 60 万km²とした上で、1977 年、二つの国家は、これらの海における自国の海上境界画定に際しては、1867 年の条約により定められた線に従うとした覚書を交換したとしている¹⁷⁾。その後、世界各国は、1982 年 12 月 10 日に採択された海洋法に関する国際連合条約(以下「国連海洋法条約」という)の規定に従い、自国の内水及び領海の境界画定、更には同条約により導入された排他的経済水域、大陸棚等の境界画定に着手した(ちなみに米国は、この条約に否定的であり、依然として締結していない¹⁸⁾。一方ソ連は、Ф・А・モシコーフの著作「ロシアの海上国境警備：ピョートル 1 世から今日まで」(原題名 “МОРПОГРАНОХРАНА РОССИИ : от Петра I до наших дней”, Славянский мир, 2005. 以下「モシコーフ資料」という)によれば、この条約を締結し¹⁹⁾、更に別の資料によれば、その継承国であるロシア連邦は、1997 年 2 月 26 日にこれを批准している²⁰⁾。この時期、この件に関し、米ソ両国にてどのような国内法整備が為されたかを見てみると、まず、米国であるが、1983 年 3 月の大統領宣言により、距岸 200 海里の内側に排他的経済水域を設定したことが挙げられる²¹⁾。一方ソ連においても、1984 年 2 月 28 日、この条約に従いソ連邦最高会議幹部会が、「ソ連邦経済水域に関する」令(Указ “Об экономической зоне СССР”)を採択し、この幹部会令により、ソ連の主権的権利は、経済水域の海底、その下及びその上部水域にいる生物及び非生物の天然資源に及ぶこととなったのであった¹⁹⁾。また、「国境に関する

る」法律(Закон “О Государственной границе”)も、1983年3月1日より発効したのである²²⁾。更にこの時、アガフォノフ資料によれば、ソ連では、1984年2月7日付け第4604号と1985年1月15日付け第4450号ソ連閣僚会議決定により、通常の基本線と並んで、若干の沿岸区域では、直線基本線が採用され〔ちなみに我が国では、平成9年(1997年)1月1日より、領海の基本線として直線基本線が採用されている〕たのであるが、これに対して米国は、否定的な反応を示したとのことであり、その理由は、直線基本線を広範に利用することが、ソ連と米国が加盟している1958年の領海及び接続水域に関する条約第4条にも、1982年の国連海洋法条約第7条にも反するというものであったとのことである²³⁾。さて、ベーリング海等にて、米ソ両国の排他的経済水域に重複する箇所が出て来ることは既に述べたところであるが、後述することとなる1990年に締結された海上境界線に関するソ連と米国の間の協定(以下「1990年協定」という)を見る限りでは、1980年代、これら両国の間に、当該水域に関して1867年条約の規定よりも正確な境界画定が欠如していたことは事実のようである。その結果、アガフォノフ資料によれば、各々が自国の管轄権の及ぶ区域であるとみなした係争区域における漁業管理の過程にて、ソ連国境軍海上部(Морские части пограничных войск СССР)の警備艦と米国コーストガードの巡視船が、立入検査のため第三国の操業船舶を停船させたのであった²⁴⁾。また、同資料には、これに際しては、被拿捕船舶には他国の監督官がたびたびおり、この監督官達は、自分達の船舶を停船させた行為の違法性について抗議を表明し、区域内にいる自国の武装艦に救助を依頼したともあり、この結果、ベーリング海の水域では、ソ連国境軍と米国コーストガードの直接的な対決の状況が形成され、双方による正規の艦艇搭載武器の使用の一手手前まで行ったとの記述があるのは、極めて興味深い²⁴⁾。このような事例として、モシコーフ資料は、1985年4月23日における日本漁船「フクホー マル 18」〔第18福宝丸〕(該船には、アメリカ海洋漁業局の監視官も乗船していた)のソ連側による拿捕に関する件(ソ連側の出動勢力は国境警備艦「プルガー」、米国側の出動勢力は巡視船「マンロー」と航空機C-130)、1986年8月7日における米国漁船「ケンジケイ」

に対してソ連側が接近を試みたことに関連する件(ソ連側の出動勢力は「第25回ソ連共産党大会記念」国境警備艦、米国側の出動勢力は巡視船「ミジェット」)、1986年8月11日に米国巡視船「マンロー」が、ソ連漁船「ムイス グロズヌイ」に対し立入検査を試み、ソ連の「第25回ソ連共産党大会記念」国境警備艦により阻止された件を挙げている²⁵⁾。そして、このような対立の後、1990年協定が締結されたのである。この締結に至るまで、米ソ間においては、1981年11月の協議開始を起点として約9年の協議が為されたことに留意すべきであろう(モシコフ資料によれば、イニシアチブを取ったのは米国側とのことである²⁶⁾)。最後に、この時期、ベーリング海等にて米ソ間の接触が希薄なものであったことを示す例として、米国とソ連間にて「海上における捜索及び救助に関するソ連邦政府と米国政府との間の協定」(Соглашение между Правительством СССР и Правительством США по поиску и спасанию на море)が締結され、発効したのが1989年6月3日であることが挙げられるであろう²⁷⁾。我が国の場合(1956年12月12日、つまりは日ソ国交回復のすぐ後)と比較するならば、いかに遅いものであったか、冷戦による両国間の溝がいかに深いものであったかが、理解できると考える。

(4) 1990年以後

では、この1990年協定の内容であるが、米ロ双方の資料によれば²⁸⁾、²⁹⁾、³⁰⁾、その目的は、1867年協定を想起しつつ、締約国の海上境界画定に関する問題を調整することであり、また、境界線が欠如している状況下にあつて、海洋法に従いあらゆる目的のため両国により沿岸国としての管轄権が行使され得る海域全体にてこのような権限行使を確保することにあるとされる。そして、その第1条第1項には、締約国は、1867年条約第1条に「西側の境界」(западная граница ; western limit)と記載された線及び本協定第2条にて定められた線が双方の間の海上境界線として同意したとあり、更に第2項にて、各国は海上境界線を、自国の沿岸国としての管轄権の範囲を制限する線として遵守するとあるが、特定の場合には国際法に基づく例外ありを旨とする但書が付けられている。その後は、第2条が、北緯65°30'、西経168°58'37"を起点とする北極海側の境界線(第

1 項)及び同起点から南西へと延びる境界線(第 2 項)に関する規定、第 3 条が、第 1 項にて「東部特別区域」(восточный специальный район ; eastern special area)、第 2 項にて「西部特別区域」(западный специальный район ; western special area)に関する規定となっており、更には第 7 条までの規定を経た後、付属書にて、第 2 条第 2 項に規定された「緯度経度」が数値となって定められたものとなっている。アガフォノフ資料によれば、当該協定の締結の後、ベーリング海の水域における状況の安定化によりややく成功したとあり、この協定の対象となったのは、締約国の主権の境界と該当する海域の天然資源開発に対するこれらの国の権限の厳格な定義であったとしている²⁴⁾。本協定の第 4 条にて、海上境界線が、海底の上部、海底及びその下に対する主権、主権的権利又は管轄権の行使を含め海洋法に関連する国際法の規範に関してどちらの締約国の立場にも決して抵触せず、損失をもたらさないものであること、更に第 5 条にて、「沿岸国の管轄権」との用語が、海底の上部、海底及びその下に対する主権、主権的権利又は何らかの管轄権を意味し、その管轄権は、国際海洋法に従い沿岸国により行使されることが可能なものであると定められていることは、同資料にいう「天然資源開発」を念頭に置いたものと考えられる。また、アガフォノフ資料は、この協定の中で締結された線は、北極海及び太平洋におけるこの参加国の間の経済水域及び大陸棚を明確に画定し、またベーリング海峡における双方の国家の領水(территориальные воды)を明確に画定したとしているが³¹⁾、この書き方からすれば、米ソ両国は、この時初めて、暫定的適用(временное применение)ながら³¹⁾、¹⁹⁾、双方にとって境界画定協定を手にしたと言えるであろう。同資料では、このような「暫定的適用」について、1969 年に採択された条約法に関するウィーン条約第 25 条を引用している点が注目される。この資料の著者によれば、同条文は、このような協定がその後批准されなかった場合、当該協定は効力を発せず、法的な状況は、その締結に先行した状態に戻るとされるとしているのである³¹⁾。この後、本協定については、注 29 の資料における米国国務長官 J・ベイカー(当時)がソ連外務大臣 ㊦・シュワルナゼに宛てた覚書によれば、暫定的適用が 1990 年 6 月 15 日に始まったことが分か

る。以後は、批准の手續となるが、注 27 の資料によれば、米国は本協定を 1991 年 9 月 16 日に批准したのであった。しかし、これに対しソ連(その崩壊(1991 年 12 月)後にはロシア)は、アガフォノフ資料によれば、1995 年の半ばになってようやく、国家院〔ロシア連邦下院〕がロシア連邦大統領に、批准に対する文書を提出するよう勧告したものの、ゴルバチョフの時代に締結された近年の国際条約の一つであるこの協定に対する十分に激しい批判を含め、様々な理由が原因で、同院は、1997 年 2 月 7 日付けの決定により、この協定の批准を断念したのであった³¹⁾。本当に、どちらの側としてこの協定の破棄に賛成しなかったがために、この協定の暫定的適用は、既に 12 年以上も続いているというのが、同資料の著者の語る 1990 年協定の現状である³¹⁾。では、何故、同協定について、米国側は早期に批准したものの、ロシア側では批准に至らなかったのかであるが、その理由は、「㊦・シュワルナゼが米国に対し安易に譲歩したことにより、1990 年協定の内容が自国にとって不利なものとなった」とする見方がソ連及びロシア国内で大勢を占めたためと考える。境界画定に関し、米国国務長官ベイカーに対する彼の行動を「歴史的な過ち」、「アメリカ人達に経済水域を挨拶代わりに渡した(大意)」と評する論説もあるのは、その証左であろう^{32)、33)}。そして、そのシュワルナゼの犯した「過ち」の争点は、1990 年協定の第 3 条第 1 項に定める前述の「東部特別区域」(восточный специальный район ; eastern special area)にあるとされるとアガフォノフは指摘するのであるが、この、1990 年協定により当該区域が設定された経緯について若干説明することとしたい。1867 年条約に定める境界線の解釈に関しては、締結当初から米露間に見解の相違があったことは既に述べたが、アガフォノフ資料とモシコーフ資料を総合し、この件に関するロシア側の見解をまとめるならば、それは、1867 年条約に定める境界線は「航程線」として解釈しなければならないというものになる^{26)、34)}。一方、米国は、前述の米国国務省の資料によるならば、この線を「大圏」として解釈しなければならないとの立場に立っていることが分かる⁵⁾。相手国の見解については、両国とも以前から認識していたとの解釈が、これらの資料からして可能であり、歴史的経緯から見てどちらの見解が妥当性なのか

についての考察は、後に述べることとするが、とにかく 1990 年協定に関する協議では、この見解の相違に対して共通の認識を持ちたいと米ソは考えたのであった²⁶⁾。そして、アガフォノフは、その著書の中で、80 年代後半にソ連の指導部は、国際的合意の準備に際し、新たなるパートナー達に対して明らかに譲歩していたことを認めるべきであり、このような志向が、1990 年協定の本文作成に影響を与えたのかもしれないとし³¹⁾、次のような順序で、「特別区域」が導入されたとしている。

イ 中間線の採用は、幾つかの理由により、双方の側によりすぐに否定された(大意)³⁴⁾。

ロ ソ連と米国の新たなる海上境界画定については、1867 年条約の線に可能な限り近いものとするのが決められた(大意)³⁴⁾。

ハ 1990 年の協定では、最短距離の線、つまりは大圏が採用されたが、この線は、「特別区域」をも定めたものであり、結果として、大圏と航程線の間の中間的な立場を占めるものとなった(大意)³⁵⁾。

この特別区域とは、1990 年協定第 3 条の条文からすれば、つまりは「自国の 200 海里水域内に所在する海上境界線から相手国側にあるが、相手国の 200 海里水域外にあるあらゆる区域では、自国は、相手国に対し、主権的権利及び管轄権の行使を承認する」というものであり、「東部特別区域」は米国側の、「西部特別区域」はソ連側の区域とされたのであった。

以上のような経緯を持つ東部特別区域(面積約 3 万平方 km²)ではあるが、同区域に対する前述のような批判は間違ったものであり、その設定は適切なものであったともアガフォノフ資料には述べられており³⁵⁾、また、現在のロシア外務省の 1990 年協定に対する見解も肯定的なものである³⁶⁾。しかし、従来、この 1990 年協定に定められた線は、ソ連及びロシアでは前述のソ連外務大臣シュワルナゼの名を取って“シュワルナゼ・ライン”(Линия Швардназе)と呼ばれ、ロシアのインターネットを概観する限りでは、東部特別区域のみならず、この線自体が、国内ではかなりの不評のようである。そして、その最大の理由は、概観した情報からして、前述のように経済水域(特にタラ漁場)が大幅に減ぜられたことに加えて、自国の漁船が米国コーストガードから相次いで拿捕されたことにあると考えた。

この後者の件に関する情報を見るのであれば、ロシア漁船が米国により拿捕された例は、特に 1999 年から 2002 年にかけて多発していたように見受けられ、その拿捕の理由としては、勿論、境界線の侵犯もあるのであるが、それに加えて、「緩衝区域」(буферная зона)への入域もあることが判明したのである。従って、次には、この緩衝区域について若干説明し、ベーリング海等を基本とする米ロ関係の近況へと結び付けて行くこととしたい。

緩衝区域についてまとまった公式資料は、知る限りではないものの、幾つかの情報を総合するならば、1990 年協定にて境界線が定められた際に、自国の船舶が“シュワルナゼ・ライン”を偶然にも横断してしまうリスクを軽減させるためにロシア漁業国家委員会により設定されたものとのことである³³⁾。また、この区域の幅は、当初は 5 海里であったが、その後、1999 年までには 1.5 海里に減じられたものの³⁷⁾、当該緩衝区域内での米国コーストガードによるロシア漁船拿捕は発生した。この例として、注 33 の情報は、同年 8 月 3 日における米国巡視船「ハミルトン」によるロシア漁船「ギッサル」拿捕事件を引用しているが、この船舶の救助に駆けつけた同国のトロール漁船が舵機故障により、やはり緩衝区域に入域したとして米国コーストガードにより拿捕されたとしている。また、この情報では、連邦保安庁(ФСБ)も、連邦国境警備庁(Федеральная погранслужба)も、この問題の根本的な解決には着手していないとしているのである。

最後に、ベーリング海等を基本とする米ロ関係の近況についてであるが、その関係の歴史を概観するならば、古くはオットセイの捕獲ではあったが、基本的には漁業が、両国間における関係の最大の懸案であったと言える。そこでこの漁業について見てみると、まず米国であるが、2001 年に海洋法(Ocean Act)が議会を通過し、同国の海洋政策が見直されたことに関連し、前述の漁業保存管理法が 2007 年 1 月に改正されたことが挙げられる³⁸⁾。そして、その改正の概要については、「対ロシア」という観点からするならば、乱獲の停止/防止を目的とした年間漁獲制限(annual catch limits)の導入、国際対応の強化が挙げられるのである³⁸⁾。つまり米国は、今後、ロシアに対しては、漁業に関し、より厳しい対応をすることになると考える。一方、ロシアは、2004 年に、「漁業及び水生生物資源の保存に関する」

連邦法(Федеральный Закон “О рыболовстве и сохранении водных биологических ресурсов Российской Федерации”)を公布した。また、同国は、「ロシア連邦の大陸棚に関する」連邦法(Федеральный Закон “О континентальном шельфе Российской Федерации” . 1995年に公布)と「排他的経済水域に関する」連邦法(Федеральный Закон “Об исключительной экономической зоне Российской Федерации” . 1998年に公布)に対し、2008年12月に改正を加えたのであるが、その主な改正点は、天然資源の保存管理及び開発を目的の一つとしたこれらの法律にて「漁業」(рыболовство)との用語が多用されるようになったことにある。ロシアも、海洋政策について定めた「2020年までの期間におけるロシア連邦の海洋ドクトリン」(Морская доктрина Российской Федерации на период до 2020 года. 2001年に大統領により承認された)の中にて、海洋漁業を掲げており、つまり前述の公布及び改正の目的は、これを受けて、自国内の漁業資源の保護を法律として明文化することにあると考える。従って、当然、外国漁業に対する取締は厳しくなり、米国に対する対応もそれに応じたものとなるであろう。確かに米ロ間に、多国間条約として公海に適用される「中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約」(Конвенция о сохранении ресурсов минтая и управлении ими в центральной части Берингова моря. ロシアは1994年に批准)は存在するものの³⁹⁾、結論として、この両国が、ベーリング海等における漁業に関して対立姿勢にあるのは明白である。また、アガフォノフ資料によれば、1990年協定締結の対象となったものの一つとして、天然資源開発があったことは既に述べたところであり、北アリューシャン海盆に豊富な天然資源が埋蔵されている可能性ありとの情報もあるが⁴⁰⁾、この分野にて米ロ両国が協調路線をとることは、よほどの共通利益がない限り、漁業における先例を見るのであればないものと考えられる。

(5) 問題点に対する考察

では、ここで、ベーリング海等を基本とする米ロ関係の歴史を概観することにより生じた幾つかの問題点に対して、若干の考察を加えることとしたい。

イ 1867年条約及び1990年協定に定める境界線について

まずは、ベーリング海等における境界画定が両国にとって如何なる意味を持っていたのかについて考える。1867年条約では、境界を画定することにより、米国は、その条文によれば「領域及び領域を客体として処分する権利」(territories and dominion)を得たとし⁵⁾、ロシアは、アガフォノフ資料によれば「領有、支配」(владение)を得たとしている⁴⁾。双方ともほぼ同じ認識を持っていたと考えてよいであろう。事実、ベーリング海峡の一部では現在、この境界線は国境となるのである。そして、1990年協定では、境界画定は、米ソ共に、「管轄権」(jurisdiction ; юрисдикция)の行使を確保することに目的があるということで一致している²⁸⁾、²⁹⁾、³⁰⁾。1867年の時点での両国の認識は、今日の解釈によるならば領土権を得たというものであり、1990年の時点の認識との間には厳密には違いが出て来ることになるが、国際法上の管轄権の意味を考慮するならば、論議はあろうが、ほぼ違いはないものとして、1990年条約締結当時の米ソの当事者は判断したのである。前述のとおり、同条約第1条第1項にて1867年条約の線を、やはり双方の間の海上境界線としているのは、その理由によるものとする。次には、1867年条約の線が、どのような線として解釈されるのかを考察する。この件については、前述のとおり米国は、この線を従来「大圏」として解釈していたのに対し、ロシアは、同条約の線は「航程線」として解釈していたのであった。また、この解釈の相違が、1990年条約に定める線に影響を与え、米ソ間の協議の結果、この線は大圏と航程線の中間的な立場に立つものとなったことも、既に述べたところであるが、そもそも1867年条約の線が準備されていた時、どのような者がこの作業に携わり、それに際し、どのような図法による地図(又は海図)が使用されたのかについて考えたい。ここでまず、念頭に置かなければならないのは、常識的には直線として解釈される境界線は、実際の地球上の直線を意味するのか、もしくは地図(又は海図)上の直線を意味するのかのどちらかであるということと、前者を直線として表すことのできる地図(又は海図)は心射方位図法による物であり、後者は円筒図法として代表的なメルカトル図法(正角円筒図法)による物という前提である。それでは、当該作業

に従事した者についての考察であるが、当時、この線は大圏を意味すると、つまりは実際の地球上の直線を意味すると解した者がいたとした場合、その者は、地理学、測地学、船舶(本格的な航空機は、当時まだなかった)による航法に関する知識を有した者であったと考える。しかし、前述の米国内務省の資料によれば、条約の本文中に“西経 193°”との表現があるのを確認した⁵⁾。同資料でも、「これは勿論、東経 167° のことである」と資料作成者が注記しているが、前述の知識を有する者がいたならば、このような誤りはないはずなのである。ならば、当該作業に従事した者は、境界線を地図(又は海図)上の直線と解釈したのであろう。そして、地理学、測地学等の知識を有していない者が、そのような線を地図(又は海図)に表すとした場合、使用する地図(又は海図)は、やはり、世界地図等で一般に広く普及し、見慣れているメルカトル図法による物であった可能性がある。従って、その者が当該図法によって書かれた地図(又は海図)を 1867 年条約の線の準備に使用していたとするならば、そこに示される直線は、ロシアが主張する「航程線」となるのである。メルカトル図法による図に大圏を表すことは、可能であるが複雑な計算が必要であり、簡便とは言えない。それでは当該作業の準備に際して使用された地図(又は海図)は、大圏が直線として示される心射方位図法による物であったとする可能性も出て来るであろう。しかし、メルカトル図法による図に見慣れた者の目からするならば、この図法による図は歪められていて使いづらいとの印象を持つ(主観的判断かもしれないが)のである。このように、1867 年条約の線が準備された時のことを推測すると、ロシア側の主張の方が自然で無理がないと考えるが、ここで、両国が「大圏」又は「航程線」を主張するそれぞれの理由を列挙してみたい。まず米国であるが、前述の国務省の資料には、「大圏による線が、地球上の「直線」を表す条約の用語として理解されなければならない」と記されている⁵⁾。一方ロシアの考えは、アガフォノフ資料によるならば、「航程線であれば、実際に海図に記入するに際して便利である」というものである³⁴⁾。ベーリング海等で実際に活動する海事従事者の観点からするならば、ロシアの考えの方が理に適っているということになるであろう。しかし、「大圏」と「航程線」、この双方の線により困

まれる区域は、ベーリング海にて約 7 万 km²を構成することとなるとアガフォノフは書いており³⁵⁾、他の資料(1 万 5000 平方海里=約 5 万 1500 km²)との間に数値の違いはあるものの⁴¹⁾、とにかく、問題となっているこの線を航程線と解釈することは、米国側にとっては、これだけの面積の海域を放棄することとなり、不利な立場に立つことになるのである。従って、結論として、「大圏」であるか「航程線」であるかの論議について、米ロが相手国の見解を認めることはないと考える。

ロ チュクチ海、北極海及びセクター理論について

実のところ本稿では、ベーリング海とチュクチ海をまとめて「ベーリング海等」というと定義したのであるが、歴史の概観では、半ばよりベーリング海のみ視点に注がれることとなった。この理由としては、基本的なテキストとして用いたアガフォノフ資料が、1990 年協定締結のくだりとなって、同協定におけるチュクチ海の境界線に関する問題を、1867 年条約、1926 年における自国のセクター(注 13 にも述べられている。モシコーフはこれを「北極セクター」(арктический сектор)と称しており、以下、この名称を用いる)に関する特別決定による境界線と一致するものとして、つまりは問題なしとして論議の対象から除外したからである³⁴⁾。従ってここでは、チュクチ海、ひいては北極海に焦点を当ててみる。

チュクチ海についての歴史を改めて見ると、米国レヴェニューマリーンの C・L・フーパー大佐が、1881 年 8 月 12 日に、明らかにロシア側に位置するヴランゲリ島に上陸したことが目に留まる。この時点では、既に 1867 年条約は締結されており、この方面海域における境界線は、米国国務省の資料を見るならば、「ベーリングの海峡〔原文ママ〕の点を通り、限りなく真北へと、Frozen Ocean に続く」と定められている⁵⁾。この「Frozen Ocean」とは、同資料によれば北極海のことであるとしており、1867 年の時点で既に条約上は、ヴランゲリ島は少なくとも米国にとっては、ロシアの領土となったと解釈されるのである。では、何故フーパー大佐はヴランゲリ島に上陸したのかであるが、前述の米国コーストガードの歴史に関する資料を見ると、この件に関しては、「しかし、1881 年におけるこのような〔ヴランゲリ島領有の〕宣言は、全くもってファンタスティ

ックなものであったし、国旗樹立の儀式なども、単なる愛国的ジェスチャー程度のものであったようである」とあり⁴²⁾、この記述の著者が同国のコーストガードの大佐であることを考えるならば、やはり、フーパー大佐の行為は、米国にとって意味のないものであったと判断できるのである。また、前述のとおり、ロシア、米国のみならず、イギリス及びカナダが、ヴランゲリ島に対して帰属を主張したとアガフォノフ資料にはあるが、これは、第三国である両国が、1867年条約は米露の二国間条約であり、当事国としては拘束されないと解釈したためと考える。そして、北極セクターが、そのようなイギリス及びカナダの行動を結果的に押さえ込むこととなったようであり、ロシア側の資料に、ヴランゲリ島のソヴィエト連邦への帰属は、1926年、つまりは連邦中央執行委員会特別決定によりソヴィエトの北極の西側及び東側の境界が定められた時に完了したとあるのは、この考えを証明するものであろう¹²⁾。

では次に、この北極セクターの法的性格についてであるが、アガフォノフは、当該セクターの決定について他国からの承認はなかったが、反対もなかったとし、加えて、この区域の東側境界が1867年条約に記載されたロシアとアメリカの領有の境界線に一致するものであることと、これに先立つ22年前、1904年にカナダが同様にセクターを宣言したとして、当時のソ連の立場を正当化している¹³⁾が、このソ連の北極セクターを例として、太壽堂鼎京都大学名誉教授はこれを、セクター理論又は近接の理論を実際に適用したものであって、発見や先占の行為なくして、極地内の陸地が、当然にその近接国に属するという態度の表明であったとしている⁴³⁾。そして、太壽堂名誉教授は、カナダおよびソヴィエトが主張する陸地も、両国による明確な領有意思の表明があり、その後両国が当該地域に対し着々施政権を及ぼしている事情から判断して、ほぼ両国が領土権を確立したとあって誤りはないであろうとしており、ソ連の極地領有を認めている⁴⁴⁾。しかし、同名誉教授の見解は、両国はセクターや近接の原則によってではなく、先占によって極地領土の獲得を行ったと見てかまわないとのことであり⁴⁴⁾、これを見る限り、アガフォノフの理論が直ちに正しいと認められる訳ではないようである。実際、セクター及び近接の理論につい

ては、国際法学上、まだ論議の途中にあるように見受けられるが⁴⁵⁾、ちなみに米国は、前述の米国国務省の資料によるならば、極地地域におけるいわゆる「セクター主義」を支持しないとしており⁵⁾、これによるならば、同国は、チュクチ海と北極海におけるソ連又はロシアの領土権を認めたにしても、それは、セクター理論又は近接の理論に基づくものではなかったこととなると考える。

(6) まとめ

ベーリング海等を基本とする米ロ関係の歴史及び近況について、最大の懸案と目されるものが基本的には漁業となることは既に述べたところであるが、改めて見てみると、下線で示したとおり、両国の関係においては、米国にあってはコーストガードが、ロシアにあっては、ソ連の時代には国境軍海上部が、現在はロシア連邦保安庁国境局が深く関与していることが分かった。つまりは、海上実力機関と称されている機関の存在が重要となることが判明した訳である。従って、以降は、海上実力機関の活動の観点から、ベーリング海等に対する米ロの現在の対応と近況を見て行きたい。これは、同じ海上実力機関である当庁にとっては、意義あるものとする。

3 ベーリング海等に対する米ロの現在の対応について(海上実力機関の活動の観点から)

ベーリング海等に対する海上実力機関の活動の観点から見た米ロの現在の対応について、当庁職員にとっては、既知の部分もあるが、改めて根本からを記すこととする。

(1) 米国の対応

まず、米国であるが、ベーリング海等に対し活動している海上実力機関として最寄の組織は、管区としては米国コーストガード第17管区(管区司令部はアラスカ州ジュノー市に所在)であり、更に、方面司令部としては太平洋方面司令部(カリフォルニア州アラメダ市に所在)である。同組織の概要を述べるならば、まず米国コーストガードは、軍事機関(a military service)であり、常時、合衆国軍隊(the Armed Forces of the United States)の一部であり⁴⁶⁾、通常は、国土安全保障省(U.S. Department of

Homeland Security, DHS)に所属する組織である。その任務は、主に、航路標識業務、船舶の安全に関する業務、法律及び条約の執行、海洋環境の保護、軍事行動及び軍事即応体制の維持、海洋科学調査、遭難した人や船舶等の搜索救難となっている⁴⁷⁾。また、全体組織を見るならば、米国は九つのCG管区(CG District)に分けられ、それぞれに管区司令部が置かれており、前述のとおり、本稿の対象海域に最寄となる管区が第17管区なのである。管区数と17の数との食い違いは、番号に飛ばされている数字があるためである。そして、この管区の保有船艇数は12隻であり、その内容は、110フィート型巡視艇(WPB)6隻、外洋設標船(WLB)4隻、沿岸設標船(WLM)1隻、内海設標船(WLI)1隻となっているが⁴⁸⁾、第3章に出て来た巡視船3隻は、全て船種がWHECに分類される長距離行動用巡視船(High Endurance Cutter)と称される378フィート型巡視船である点に留意する必要がある。そして、それらは、第11管区(管区司令部はカリフォルニア州ロングビーチ市に所在)、第13管区(管区司令部はワシントン州シアトル市に所在)に所属する巡視船であり⁴⁹⁾、米国コーストガードの巡視船の運用が、管区の担任水域や最寄の部署によるというよりは、船舶の性能を生かして運用されている点に着目すべきではないかと考える。WHECの任務は第一に法律及び条約の執行(Enforcement of Laws and Treaties)にあるということであるが⁵⁰⁾、このことを、ベーリング海にて当該巡視船の為した業務が証明していると言えるであろう。

(2) ロシアの対応

そして、米国に対するロシアであるが、ベーリング海等に対し活動している海上実力機関としての最寄の組織は、ロシア連邦保安庁北東沿岸警備国境局(司令部はカムチャツカ地方ペトロパヴロフスク・カムチャツキー市に所在)である。同組織の概要を述べるならば、まず、その元となるのは、ロシア連邦保安庁国境局に属するコーストガード(береговая охрана)である。同組織は、米国コーストガードと同様に軍であり、ソ連の時代には国家保安委員会(Комитет Государственной Безопасности、いわゆるКГБ(KGB)；カーゲーベー、1954年からソ連崩壊まで存在したソ連邦の情報機関・秘密警察・軍)付属の組織として前述の国境軍海上部が海上実力

機関の役割を果たした時期もあったが、幾多の組織改編を経た後、ロシア連邦保安庁国境局内に、ロシア語でいうコーストガード部(управление береговой охраны)が誕生した⁵¹⁾。北東沿岸警備国境局が現在の組織名に改名されたのは、2004年7月23日のことであり⁵²⁾、ロシア全土には、北東沿岸警備国境局、サハリン沿岸警備国境局、黒海-アゾフ沿岸警備国境局が存在する⁵¹⁾。また、コーストガードの任務は、主要法令を総合するならば、国境の防御及び警備、国益の確保にあると言える。若干詳細に述べるのであれば、主に、国境制度・沿国境制度・国境通過拠点制度の規則の遵守の管理、諜報・防諜・捜査活動等の実施、水生生物資源の保護、遭難救助等となるが、この組織の設立当初の情報によれば、コーストガードは、鉄のカーテンで仕切られていたソ連の時代とは違い、現代の課題を解決するために編制されているとのことであり、人工衛星を利用した監視システムの導入、他官庁との協力を推進して行くとのことである⁵³⁾。更に別の情報によれば、2007年、北東沿岸警備国境局に対しプロジェクト745により建造された国境警備艦「カレーリヤ」と「マガダーニェツ」が配備されたとしている⁵⁴⁾。

(3) 排他的経済水域における米ロの警告射撃及び武器の使用について

第3章で述べたように、排他的経済水域内では海上実力機関は、警告射撃を行ったり武器を使用する可能性があるもので、次には現在、同水域内にて米ロは、どのような場合に警告射撃を実施し、武器を使用するのかを比較検討してみたい。

まず、米国であるが、坂元茂樹神戸大学教授によれば、排他的経済水域における武器の使用に関し、米国コーストガードは、自国の主権的権利を侵害する船舶が、立入検査のための停船命令に応じない場合、国内法に従い、長官からの許可を得て、警告射撃(warning shots)や無力化射撃(disabling fire)〔相手船を無力化する射撃〕を用いているとしている⁵⁵⁾。また、坂元教授によれば、米国コーストガードにおいては、警告射撃は武器の使用ではなく、船舶又は航空機を停止させるために、又は特定の行為を停止させるために用いられる信号として位置付けられているとのことでもある⁵⁵⁾。従って、米国の考え方からすれば、威嚇射撃の後に停船命令

に応じない船舶に向けられる無力化射撃をもって武器の使用と解釈することとなるであろう。更に、この無力化射撃について、坂元教授は、SNO(大統領命令 National Security Council 27(PD-27 process) Statement of No-objection) 手続を経た後に、更に次の五つの条件が満たされた場合にのみ、船舶の停船を唯一の目的として、かつ最後の手段として可能であるとしている。

イ 無力化射撃の使用が、船上の意図された標的以外の人や財産に重大な危険をもたらさないこと。

ロ 船舶が故意に停船命令を無視していることが外見上確実であるとみられること。

ハ 容疑船舶を法に照らして処断する他の手段が実際的ではないと考えられること(例えば、船舶が他の国の領海に間もなく入ろうとしている場合)。

ニ 船舶を停船させる代替的な手段が成功の見込みがなく又は利用可能でないこと。

ホ 威嚇射撃が船舶を停船させることができなかつたこと⁵⁵⁾。

一方、ロシアにおいては、排他的経済水域における警告射撃及び武器の使用を定めた国内法を見るならば、前述の「排他的経済水域に関する」連邦法を挙げることができる。この法律では、第35条にて、排他的経済水域の保護、その水生生物資源及び非生物資源の保護を目的とした保護機関(Органы охраны)の存在を定め、第36条にてその職員の権限(ロシア及び外国船舶、人工島、施設及び構築物に対する停船措置及び立入検査等)を規定しているのであるが、同条第1項第6号と第2項には、次のように定められているのである。

(前略)

6) 保護機関の職員の生命に直接的な危険が及んだ場合、本連邦法及びロシア連邦の国際条約の違反者達に対し、その攻撃の撃退、抵抗の阻止のために武器を使用する(применять оружие)権限を有する。武器の使用には、これに先立ちその使用の意思に関する明確な表現による警告及び警告射撃(предупредительный выстрел)が行われなければならない。

2. 保安に関する連邦執行権力機関の軍艦及び航空機は、本連邦法及びロシア連邦の国際条約の違反船舶に対して、これら船舶による武器の使用に対する対抗として並びに犯行直後の追跡に際するその他の例外的な場合、違反の阻止及び違反者逮捕のため必要とされ、その時の状況により求められるその他全ての措置が尽くされたときに、武器を使用することができる。武器の使用には、これに先立ちその使用の意思に関する明確な表現による警告及び警告射撃が行われなければならない。武器の使用は、ロシア連邦政府により定められる。

(以下略)

また、「ロシア連邦の排他的経済水域及び大陸棚の保護に際してのロシア連邦国境警備庁の軍艦及び航空機による武器の使用手続に関する」1996年10月14日付け第1208号ロシア連邦政府決定(1999年9月9日付け改正)⁵⁶⁾によるならば、武器の使用に関し、前述の保護機関の主体が国境警備局であることが理解できる。同手続は、前述の法律の条文をより詳細にしたものとなっているが、武器の使用の事前と事後に軍艦艦長又は航空機機長が為さなければならない主な事項等は、次のとおりとなる。

イ 違反船舶に対し、当該船舶にとって可視又は可聴な距離から国際的に採用された停船信号を発すること。

ロ 追跡の過程にて、違反船舶に対し国際的に採用された信号を発することにより(当該船舶にとって可視又は可聴な距離から)、停船しなければ武器を使用する旨の警告を行うこと。

ハ 違反船舶並びに当該区域にいる他の船舶及び航空機に当たらないこと(непопадание)を保障した上で、警告射撃を行うこと。警告射撃実施に関する決定は、軍艦艦長又は航空機機長が行う。

ニ 違反船舶が、発せられた信号及び警告射撃にもかかわらず、停船に関する要求を実施せず、逃走しようと試みていることを確信すること。

ホ 警告射撃の実施及び違反船舶の動静について軍艦艦長又は航空機機長は、直属の上官に遅滞なくこれを報告すること。

ヘ 連邦国境警備庁地域局(региональное управление ФПС)長〔現在は沿岸警備国境局(пограничное управление береговой охраны)長〕又

はこれに代わる者が、違反船舶に対する武器の使用を決定する。

ト 当該区域にいる他の船舶及び航空機に対して当たらないことが悪条件のため保障されないときには、違反船舶に対する武器の使用は禁止される。

この米ロ双方の警告射撃及び武器の使用に対する解釈を比較するならば、ロシアも、米国と同様に警告射撃と武器の使用を区別していることが分かる。ただし、米国では、この二つに対して長官からの許可を必要としているのに対し、ロシアでは、前者が軍艦艦長又は航空機機長による決定、後者が沿岸警備国境局長又はこれに代わる者の決定により可能である点に違いがあることとなる。また、武器の使用に関して、知る限りでは、ロシアには米国のような無力化射撃という概念は明確なものにはなっていない模様であるが、総合するならば、これら両国にて武器の使用は、警告射撃等、然るべき措置を全てとった後、真に止むを得ざる場合に認められるという点で一致していると考えられる。しかし、無力化射撃等武器の使用が標的以外の人や財産に対して与える影響については、米国側が「重大な危険をもたらさないこと」としているのに対し、ロシア側が「他の船舶及び航空機に対して当たらないことが保障されない場合には、違反船舶に対する武器の使用は禁止」としている点に解釈の相違が感じられる。更にはどちらもとも、考え方によっては拡大解釈される余地があると考えるのである。

4 ベーリング海等を基本とする米ロ関係の近況について(海上実力機関の活動の観点から)

引き続き、海上実力機関の活動の観点から見たベーリング海等を基本とする米ロ関係の近況について、漁業が、両国間の最大の懸案であることについては既に述べたところであり、この方面の業務(漁業監督)について、米国コーストガードとロシアコーストガードが対立関係にあることには間違いはない。しかし、海難救助等を始めとし、必然的に協力関係にあることが求められる場合も多く、互いに対立していればよい、疎遠関係にあつて構わないということにはならない。そのような訳でここでは、前述の二つの機関が近年どのようにして協力関係を築いてきたのか、その方面を見て

行くこととする。

まず米国コーストガードとロシアコーストガードの協力関係、その全体的なもの源であるが、両国にて海難救助協定が締結され、発効したのが前述のとおり 1989 年であることを考えるならば、これはさほど古いものではないようであり、モシコーフ資料はこれを、1990 年 5 月、カムチャツカ隊の国境警備艦「ヴォルガ」(B・A・ルイジフ大佐)が、国境軍総局海上局長 A・C・シンジャエフ中將の旗の下、米国コーストガード創立 200 周年を祝う目的で、サンフランシスコを親善訪問した時であるとしている⁵⁷⁾。同資料では、「ペレストロイカの時期の肯定的な面、それは、ソ連邦とアメリカ合衆国の相互関係の改善であった」としており、その訪問の過程で、太平洋水域における生物資源の保護に関し、ソ連の国境警備艦と米国コーストガードの巡視船が協力するという合意が達成されたとしている⁵⁷⁾。1991 年 5 月には、米国コーストガードの巡視船「メロン」がウラジオストク港を、答礼として訪問したのであった⁵⁷⁾。ちなみに、この 200 周年記念行事には当庁も参加しており、派遣された船隊(船隊指揮官は茅根滋男首席監察官(当時))は巡視船「みずほ」と「こじま」により構成されていた。そして、サンフランシスコ訪問以降について、モシコーフ資料には、次のような非公式訪問が列記されている。

- (1) 1993 年、国境警備艦「アーニスベルク」のコディアク港への訪問。
- (2) 1994 年、国境警備艦「アナドイリ」のジュノー港への訪問。
- (3) 1997 年、国境警備艦「ドゥナイ」のコディアク港への訪問。
- (4) 2003 年、国境警備艦「ネヴァ」のコディアク港への訪問⁵⁸⁾。

また、同資料には、米国コーストガードの巡視船「ストリス」、「ユーコン」〔この船名の巡視船艇は存在しない〕、「ラッシュ」、「マンロー」、「モーゲンソー」、「ミジェット」が、答礼としてペトロパヴロフスク・カムチャツキー港にやって来たともあり、これらの訪問の度ごとに、相互活動の通信の組織化、合同パトロール、海上における捜索救助のあり方が協議され、訓練されたとしている⁵⁸⁾。1990 年以降のこの流れを、特に相互の訪問地に注目して見るならば、1997 年にバルト海にて米ロ救難合同訓練が実施された例はあるものの、全体的な協力関係が場所的に局地化した

ことが分かる。そして、その局地化は、米国にあってはコーストガードの第 17 管区(方面司令部としては太平洋方面司令部)、ロシアにあっては北東沿岸警備国境局の司令部所在地となって、現在に現れているのである。従って今度は、米ロコーストガードの最近の協力関係、その内容の流れに対して改めて焦点を当て、本章の結びとしたい。

インターネットにより入手される情報を見る限りでは、モシコフ資料に記された 2003 年までの記述以降も、米ロの相互訪問が実施されているようであり、前述の時系列と重複する部分はあるが、ロシア北東沿岸警備国境局のホームページによれば、米ロの海上実力機関の協力関係の内容、その全体的なものから局地化への流れは、次のようなものとなる。

(1) 1994 年、米国コーストガード長官がモスクワを訪れた際に、「海上国境の安全、特別経済水域の保護、海上法秩序の保全、海上テロリズム及び密輸の予防、海上航行安全規則の遵守及び海洋生息環境の保護の分野における協力及び相互活動推進の意図に関するロシア国境警備庁と米国コーストガードの共同声明」(Совместное заявление о намерении ФПС России и БОХР США углублять сотрудничество и взаимодействие в областях безопасности морских границ, защиты особых экономических зон, охраны правопорядка на море, предотвращения морского терроризма и контрабанды, соблюдения правил мореходной безопасности и защиты морской среды обитания)が締結された。

(2) 1995 年より、ロシア国境警備庁長官及び米国コーストガード長官による「ロシア国境警備庁と米国コーストガードの間における相互理解に関する覚書」(Меморандум о взаимопонимании между ФПС России и БОХР США)締結の後、両国の相互活動は、より緊密なものとなり、太平洋方面司令部と第 17 管区の司令官の代表団のカムチャツカへの訪問の他に、ロシアと米国の艦船の太平洋北西部における合同パトロールが組織された。この年、技能熟練度向上のための専門家交流に関する合意により、北東沿岸警備国境局の士官 4 名が、第 17 管区漁業研修センターにて研修を修了した。

(3) 1996 年から現在に至るまで、ロシア国境警備兵達の公式代表団と彼等

の米国の仲間達の相互訪問が、〔北東沿岸警備国境局と第 17 管区の間で〕毎年行われた。これら訪問における交渉で、

- ・海洋生物資源の保護に従事する巡視艦船間の通信の習熟、
- ・ロシア及び米国の港における漁獲物の税関に対する申告に関するデータの提供、
- ・米国とロシアの排他的経済水域における漁業権に対し発給された許可に関する相互の情報提供の組織化、
- ・ベーリング海及び太平洋北部における石油、石油製品の流出防除に関し現存する計画の調整、
- ・両国家の排他的経済水域内にて漁獲を実施する船舶に関する恒久的な情報交換、
- ・漁船に対する合同立入検査の手続、
- ・専門家の養成及び交流に関する諸問題が解決された⁵⁹⁾。

また、ロシア連邦保安庁国境局の他の情報によれば、1990 年以降 2007 年 4 月の時点で、ロシア北東沿岸警備国境局と米国コーストガード第 17 管区の間では、20 回以上の相互訪問が実施され、捜索救難活動と合同訓練が 16 回行われ、漁業監督と違法操業阻止に関して海上における連携措置が数十回にわたり行われたとしている⁶⁰⁾。相互訪問については、対象となる年月を考えるならば、前述の北東沿岸警備国境局による情報のとおり、1 年に 1 回は行っていることとなり、その関係の緊密さを窺うことができる。当庁もロシア連邦保安庁国境局とは親善訪問を行っているが、米ロ間のこの回数多さと当庁で言う「管区本部レベル」における相互関係の密度の濃さには留意すべきではないかと考える。

5 おわりに

米露、米ソ、そしてまた米ロ、この関係は特に戦後以降、国際政治学の観点から研究されることが多かったように思う。思い返すならば、ベーリング海等についてこの二国間には、確かに境界線の解釈等、根本的な懸案事項が存在していることが分かった。しかし、米ロのコーストガード同士は、そのような問題を抱えつつも、緊密な協力関係を作り上げていること

も分かった。それらの事実を記した本稿が、同じコーストガードである当庁の業務の発展に微力ながらも寄与するものであればと考える次第である。

注

- 1) 渡辺光編, 「世界地理 13 アングロアメリカ」, 朝倉書店, 1993年, 458頁.
- 2) 渡辺, 前掲注1, 459頁.
- 3) 渡辺, 前掲注1, 459-460頁.
- 4) Г.А.Агафонов, *ПРАВОВЫЕ АСПЕКТЫ ПРОБЛЕМ МОРЕПОЛЬЗОВАНИЯ В АТР И ИХ ВЛИЯНИЕ НА МОРСКУЮ ДЕЯТЕЛЬНОСТЬ РОССИИ*, Институт Дальнего Востока, Москва, 2004, стр.19,
- 5) См. : www.law.fsu.edu/library/collection/limitsinseas/IBS014.pdf(アクセス日, 2009年3月6日).
- 6) Агафонов, стр.18-19.
- 7) См. : http://alaska-travel.suite101.com/article.cfm/russian_orthodox_churches_in_alaska (アクセス日, 2009年3月7日).
- 8) S.H.Evans, *The United States Coast Guard 1790-1915*, UNITED STATES NAVAL INSTITUTE, ANNAPOLIS, MARYLAND, 1968, p112.
- 9) Evans, p116.
- 10) Evans, p118.
- 11) 田畑茂二郎, 太寿堂鼎編, 「ケースブック国際法」, 有信堂高文社, 1991年, 171-175頁.
- 12) См. : <http://www.navy.su/puteshest/1917-1941/putesh110.html>(アクセス日, 2009年1月20日).
- 13) Агафонов, стр.21.
- 14) Агафонов, стр.22.
- 15) 海洋産業研究会, 「二〇〇海里時代の世界と日本」, 鹿島出版会, 1977年, 134-186頁.
- 16) 高林秀雄, 「領海制度の研究」, 有信堂高文社, 1979年, 348頁.

¹⁷⁾ Агафонов, стр.22-23.

¹⁸⁾ 村田良平, 「海が日本の将来を決める」, 成山堂書店, 2006年, 300頁.

¹⁹⁾ Ф.А.Мошков, *МОРИГРАНОХРАНА РОССИИ: от Петра I до наших дней*, Славянский мир, Москва, 2005, стр. 262.

²⁰⁾ См. :

http://www.businesspravo.ru/Docum/DocumShow_DocumID_33262_DocumIsPrint_Page_6.html(アクセス日, 2009年1月20日).

²¹⁾ См. : http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/111/111205.htm (アクセス日, 2009年3月17日).

²²⁾ Мошков, стр.276.

²³⁾ Агафонов, стр.23.

²⁴⁾ Агафонов, стр.25.

²⁵⁾ Мошков, стр.299-301.

²⁶⁾ Мошков, стр.261.

²⁷⁾ См. : <http://www.uapravo.net/data/base63/ukr63789.htm>(アクセス日, 2009年3月18日).

²⁸⁾ См. : <http://infopravo.by.ru/fed1991/ch02/akt12554.shtm>(アクセス日, 2009年3月12日).

²⁹⁾ См. : <http://www.npacific.ru/np/hot/disput/treug/razgranich.htm>(アクセス日, 2009年3月12日).

³⁰⁾ См. :

<http://www.un.org/Depts/los/LEGISLATIONANDTREATIES/PDFFILES/TREATIES/USA-RUS1990MB.PDF>(アクセス日, 2009年3月16日).

³¹⁾ Агафонов, стр.26.

³²⁾ См. :

http://old.vladnews.ru/magazin.php?id=8&idnews=26103¤t_magazin=1572(アクセス日, 2009年3月17日).

³³⁾ См. : <http://www.trud.ru/issue/article.php?id=200108021401201>(アクセス日, 2009年3月17日).

³⁴⁾ Агафонов, стр.27.

³⁵⁾ Агафонов, стр.28.

³⁶⁾ См. :

http://www.mid.ru/BRP_4.NSF/76bbf733e3936d4543256999005bcbb7/9554b2aaaa2e844bc32573a8002bf76d?OpenDocument (アクセス日, 2009年3月17日).

³⁷⁾ См. : <http://www.internevod.com/cgi-bin/fish/work/monitor/prs-r/list.cgi?0134> (アクセス日, 2009年3月19日).

³⁸⁾ См. : www.jfa.maff.go.jp/gate/beikoku.pdf (アクセス日, 2009年3月21日).

³⁹⁾ См. : <http://www.npacific.ru/np/sovproblem/law/zakon/berkon.htm> (アクセス日, 2009年5月29日).

⁴⁰⁾ См. : http://pr.jst.go.jp/cgi-bin/sdi_search/sample.cgi?TN=JSES15&FN=JSES15.txt (アクセス日, 2009年3月22日).

⁴¹⁾ См. :

se2.isn.ch/serviceengine/FileContent?serviceID=10&fileid=6D44B688-4FA9-F79A-D4CF-BCD1BAF52360&lng=en (アクセス日, 2009年3月22日).

⁴²⁾ Evans, p 117-118.

⁴³⁾ 太壽堂鼎, 「領土帰属の国際法」, 東信堂, 1998年, 80頁.

⁴⁴⁾ 太壽堂, 前掲注43, 81頁.

⁴⁵⁾ 太壽堂, 前掲注43, 104-113頁.

⁴⁶⁾ 海上警備研究会, 「米国コーストガードの現状」, 財団法人 海上保安協会, 1979年, 2頁.

⁴⁷⁾ 海上警備研究会, 前掲注47, 4-6頁.

⁴⁸⁾ См. : <http://www.uscg.mil/d17/units.asp> (アクセス日, 2009年3月26日).

⁴⁹⁾ См. : <http://www.uscg.mil/datasheet/378whhec.asp> (アクセス日, 2009年3月26日).

⁵⁰⁾ 海上警備研究会, 前掲注47, 19頁.

⁵¹⁾ См. : <http://fps.fsb.ru/> (アクセス日, 2006年9月28日).

⁵²⁾ См. : <http://www.svrpu.ru/istoria/hronika.shtml> (アクセス日, 2009年3月27日).

⁵³⁾ См. : <http://www.rg.ru/2005/05/17/ohrana.html> (アクセス日, 2009年3月27日).

⁵⁴⁾ См. :

http://www.oficery.ru/2007/12/26/usilenie_korabelnoj_gruppirovki_severovostochno

150-ベering海等を基本とする米口関係の歴史及び近況について

[go_pogranichnogo_upravljenija_beregovojj_okhrany.html](#)(アクセス日, 2009年3月27日).

⁵⁵⁾ См : [www.jiia.or.jp/pdf/global_issues/h14_economic-zone/1_sakamoto.pdf](#)(アクセス日, 2009年3月17日).

⁵⁶⁾ См : [http://infopravo.by.ru/fed1996/ch02/akt13944.shtm](#)(アクセス日, 2009年4月7日).

⁵⁷⁾ Мошков, стр.346.

⁵⁸⁾ Мошков, стр.328.

⁵⁹⁾ См. : [http://www.svrpu.ru/oficialnoe/pressl/2004/1.shtml](#)(アクセス日, 2009年4月9日).

⁶⁰⁾ См :

[http://fps.ru/fps.nsf/news/48BB7483732B6CABC32572B4001D854A?OpenDocument](#)(アクセス日, 2007年6月4日).